

入会金及び会費に関する内規

制定 H28 年 6 月 19 日

1. 入会金及び会費を次の通りとする。

- | | | |
|---------|---------|------------------|
| ①正会員 | 入会金 なし、 | 年会費 8,000 円 |
| ②学生会員 | 入会金 なし、 | 年会費 3,000 円 |
| ③法人賛助会員 | 入会金 なし、 | 年会費 1 口 50,000 円 |
| ④名誉会員 | 入会金 なし、 | 年会費 なし |

2. 正会員のうち、20年以上の間本会の正会員であり、かつ満65歳以上に達した者が所定の申込書を提出した場合、理事長は、シニア会員として会費を5,000円に減額することができる。ただし、申込年度の前年度までの会費を完納しているものに限る。

3. 本内規の改廃は、理事会において理事の過半数の賛成を得て行い、総会において報告・承認を得ることとする。

4. 本内規は平成28年6月19日から施行し、平成29年度会費から適用する。